

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

A市には、複数の鉄道路線が乗り入れる巨大ターミナル駅があり、付近の繁華街には、普段から、多くの人々が買い物や飲食などを楽しむために訪れている。その一方で住民からは、ごみの散乱、酩酊者による迷惑行為などに関する苦情が日常的にA市に寄せられていた。

そうしたところに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、酒類を提供する飲食店に休業が要請されたことから、複数の人々が夜間に繁華街近くの公園や路上で飲酒する「路上飲み」が目立つようになった。それに伴い、ごみの散乱、酩酊者による迷惑行為が以前よりも増加し、マスクを外して大声を出すことによる新型コロナウイルスへの飛沫感染に対する住民の不安感も高まっていった。

こうした状況を踏まえて、A市は、道路・公園・駅その他の公共の場所において、午後10時から翌日の午前6時まで、管理者の許可なく、集団で飲酒することを禁止し、市長は、これらの公共の場所において、この時間内に集団で飲酒する者に対し、飲酒の中止又は当該場所からの退去を命ずることができるとし、この市長の命令に違反した者は、1万円以下の罰金に処するという内容の条例（以下、「本件条例」とする）を制定しようとした。

A市市長は、本件条例の目的を、A市の住環境を改善し、A市民の安心安全を確保することにあると説明している。これに対して、A市市議会議員の一部からは、公共の場所における集団での飲酒を夜間だけ禁止することで、A市の住環境が改善され、A市民の安心安全が確保されることに繋がるのか、そもそも飲酒を禁止することには問題があるのではないかなどといった疑問が呈せられている。

【設問】 本件条例には、どのような憲法上の論点があるか。A市の公共の場所において夜間に集団で飲酒したい者の立場から、A市の反論を踏まえて、自己の見解を論じなさい。

なお、「法律と条例の関係」について触れる必要はない。

以上

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の事例について、2において成立する甲の罪責について殺人未遂罪が成立するとの見解、殺人罪教唆が成立する見解がある。それぞれの見解がどのような考えに基づくか言及した上で2において成立する甲の罪責について自説を述べよ（自説が殺人未遂罪、殺人罪教唆、又はその他の考えいずれであってもかまわない）。

1 製薬会社に勤める甲は、長年上司であるAからパワハラを受けていたことから、Aを殺そうと決意した。そこで甲は、令和3年4月1日、勤め先の研究室から毒薬を入手し、同日、予め購入しておいたAが好きなワインに混ぜた。

2 甲は、同月5日、甲はAの家を訪ね、Aに前記ワインを渡そうとしたが、Aが留守であったため、Aの妻である乙に対し、「Aさんに飲んでもらいたいワインをお持ちしました。日頃Aさんにお世話になっているお礼です。」などと言って前記ワインを渡した。

乙は、前日に知人であり、前記製薬会社の研究室に勤めるBから、研究室で毒薬が紛失したこと、甲が犯人である可能性があることを聞いていた。

さらに、夫であるAが甲に対してパワハラを行っていることを知っていた乙は、甲の行動を不審に思い、前記ワインボトルの口付近をよく見ると、かすかに細工したような跡があった。そのため、乙は甲が毒入りワインでAを殺そうとしていることに気がついた。

しかし、乙は、長年AがBと不倫していたことに腹をたてていたことから、そのままこのワインを飲ませてAを殺そうと決意した。

3 同月6日、乙は前記毒入りワインをグラスについでAに渡し、それを飲んだAはワインに入った毒により中毒死した。

以 上

2023年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）C日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

〔事実〕

- 1 Aは、売りに出ている甲土地（評価額2000万円）に隣接する位置に、近々JRの新駅が設置される計画があるとの噂を聞き、甲土地でコンビニエンスストアを開業しようと、甲土地の所有者Bと交渉したところ、Bより3000万円という価格を提示された。Aは価格が高いと思ったが、令和4年9月8日、「すぐ近くに駅ができれば、この額も回収できますよね」と言いながら、Bとの間で、甲土地を3000万円で買い受ける旨の売買契約を締結した（以下「本件売買」という。）。
- 2 甲土地に隣接してJRの新駅が設置されるというのは、出所も根拠も示されないままネット上に掲載されたデマで、JRや市役所の都市計画課に確認すれば、そのような計画のないことは容易に確認することができた。本件売買当時、Bもそのデマを信じており、そのために3000万円という価格を設定したので、「すぐ近くに駅ができれば」というAの発言も、そのとおりであると思っていた。
- 3 本件売買の際、Aが、まず甲土地の登記を移転してくれれば、それから銀行の融資の決済をとり、1か月以内に代金を支払うと言ったので、Bはこれを了承し、同月14日、甲土地の登記をAに移転した。
- 4 Bが甲土地を売却したのは、Cに対する債務を弁済するためであり、Bは、同月18日、債務の弁済に代えて本件売買の代金債権をCに譲渡する旨を申し出、Cがこれを了承したので、同月23日、前記債権譲渡をAに通知した。
- 5 Cは、同月25日、本件売買の代金3000万円を同年10月14日までにCに支払うようAに催告したが、Aは、そのころ、甲土地に隣接してJRの新駅が設置される計画など元々なかったことを知り、同年9月30日、Bに対し、デマを信じたので本件売買を取り消すとの意思表示をし、甲土地の登記を引き取るよう求めた。Cは、Bより債権譲渡を受ける際、本件売買の代金債権であるとの説明は受けたが、前記デマの存在自体知らなかったため、前記デマが本件売買に影響しているとは思わなかった。

〔問題〕

事実を前提に、Cが、Aに対し、本件売買の代金3000万円を請求できるかを論じなさい。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読み、後記【設問】に答えなさい（配点：100点）。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、会社法上の非公開会社であり、その発行済株式総数は普通株式のみ100万株である。
2. Xは、甲社の創業者Aに頼まれて甲社設立時に出資に参画し、甲社創業時より、その株式を60万株保有している。甲社の代表取締役は創業時よりAが務めていたが、Aの死後、Aの子であるBがその代表取締役に就任している。
3. 甲社は、2020年度下半期頃からその業績が悪化し、剰余金の配当が困難となった。Bは、2022年度の定時株主総会において自己を含む取締役3名全員についての再任議案を付議するにあたり、事前にXに賛成票を投じてもらうよう打診したところ、Xは、昨年度からの甲社の業績悪化とそれに伴う無配（剰余金の配当を行わないこと）に不満を述べ、このまま無配の状態が続くのであれば、定時株主総会において取締役再任議案に反対する旨を表明した。
4. Bは、定時株主総会においてXが取締役再任議案に反対すれば決議は成立しないことが明白であること、および、長年甲社の大株主であるXの意向に配慮した株主に対する経済的利益の提供が必要であることを考慮し、Xに対し次のような提案を示したところ、Xもこれを了承した。

甲社はその株主に対し、毎年末にその持株に応じて商品券を贈呈することとする。持株に応じた商品券の額を次のように定める。

- | | |
|------------------|-------|
| （1）100株以上を保有する株主 | 50円 |
| （2）1万株以上を保有する株主 | 1000円 |
| （3）10万株以上を保有する株主 | 2万円 |
| （4）60万株以上を保有する株主 | 40万円 |

【設問】上記提案に基づき甲社から甲社株主に対し商品券の贈呈がなされた場合の会社法上の問題点を論じなさい。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

Xが、Yに対し、甲土地の所有権確認訴訟を提起したところ、X勝訴の判決が言い渡され、確定した。以上を前提として、以下の各問いに答えなさい。なお、各小問は独立した問題である。

1 Yが、Xに対し、甲土地の所有権確認訴訟を提起した。裁判所はどのような措置をとるべきか。

2 Xが、Yに対し、所有権に基づく甲土地の明渡請求訴訟を提起した場合、裁判所はどのような措置を採るべきか。また、Xが、Yに対し、甲土地の所有権確認訴訟を提起した場合はどうか。